

平成 19 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果

はじめに

平成 19 年度において、我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及びおもちや（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数で約 180 万件、輸入重量で約 3,230 万トンでした。一方、農林水産省が作成した「平成 19 年度食料需給表」によると、我が国の食料自給率は約 4 割（供給熱量総合食料自給率）とされており、熱量ベースで約 6 割の食品を輸入に依存する状況となっています。

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するために国が行う監視指導については、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、パブリックコメントの募集及びリスクコミュニケーションを実施し、平成 19 年度輸入食品監視指導計画（以下「計画」という。）を策定し、同条第 3 項の規定により官庁報告として官報に公表した上で、計画に基づいて行っているところです。

今般、計画に基づいて実施したモニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果等の監視指導の実施状況について、詳細を取りまとめたので公表します。

■ 輸入食品監視業務ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

